

Title	断定をめぐって
Author(s)	仁田, 義雄
Citation	阪大日本語研究. 9 P.95-P.119
Issue Date	1997-03
Text Version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/8601">http://hdl.handle.net/11094/8601</a>
DOI	
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 断定をめぐって

### On Assertion

仁 田 義 雄

NITTA Yoshio

キーワード：断定，推量，確認，確信

#### 1 はじめに

「あの人形のおかげで、わたしは命拾いをしました。人形が泣き声を上げなかったら、あのまま、わたしは殺されていただろう。(山崎洋子「人形と暮らす女」)」において、前文は〈判断のモダリティ〉が〈断定〉で現れている。それに対して、後文は〈推量〉を表すダロウ形が使われている。前文を、「あの人形のおかげで、わたしは命拾いをしたでしょう。」のように、推量形に変えることはできない。本稿では、断定といった判断のモダリティは、基本的に〈言表事態〉<sup>1)</sup>に対するどのような捉え方を表すのか、判断のモダリティが断定にしか成りえない言表事態とは、基本的にどのようなものであるのか、などといったことを少しばかり考えてみる。

#### 2 先行研究警見

ここでは、従来、断定なる判断のモダリティがどのように捉えられてきたのかを、ごく簡単に見ておく。推量および「ダロウ」形については、それなりに考察されてはいるものの、断定について正面から述べたものは、ほとんどない。ただ、断定が無標のタイプであり、無標系であることによ

って、多様な現象的現れを呈することを思えば、有標系の推量がまず分析・記述の俎上に乗せられることは、考察の発展・深化のあり方からして、しかたがないことであり、かつ当然のことであろうと思われる。しかしながら、断定と推量とは、互いに対立項をなすものである。そうであれば、推量をかく捉えるということは、跳ね返って、断定の捉え方を規定して行くことになる。したがって、ここでは、もっぱら推量に対してなされた考察についても触れておく。

運用論(pragmatics)への関心の高まりに応じて、推量やダロウ形についての分析・記述にも、運用論といった領域での、推量やダロウ形の働きを意識した立言が増えてきている。運用論から見た考察の代表の一つは、神尾昭雄1990であろう。宮崎和人1995も、そういったものの一つである。宮崎1995は、ダロウ形について、『話し手が経験や知識によって直接的に把握しうる領域を「話し手の情報領域」あるいは「話し手領域」と仮に呼ぶならば、「～ダロウ」は、話し手領域にない(その外にある)情報を指示する語用論的要素であると仮定される。』と述べている。ダロウ形に対するこの立言からすれば、断定とは、「話し手領域」に在る情報を指示する語用論的要素<sup>2)</sup>、ということにでもなるか。また、森山卓郎1992は、『推量の表現とは、ある内容を述べるとともに、それに矛盾対立する内容も成立する可能性があることを暗示する。』と述べるとともに、ダロウ形の意味・機能について、『ダロウは、結論にはまだ至っていない—判断を形成する過程にあること—を表示する。』と結論づけている。推量およびダロウ形に対するこれらの立言からすれば、断定とは、判断を形成し、ある内容をそれしか成立しないというあり方で表示する<sup>2)</sup>、ということにでもなるか。

文が談話や発話行為といったものの中にしか出現しない、言い換えれば、文の存在領域が談話や発話行為である以上、言表事態に対する認識的な捉え方といえども、それが談話機能や運用論的な働きのために利用されることは、有り得ることであり、ごく自然なことであろう。そうであるにしても、断定や推量を、そのメンバーに持つ〈判断のモダリティ〉とは、まず

もって、言表事態に対する認識的な捉え方を表す文法カテゴリである。そうであれば、そのメンバーである〈断定〉や〈推量〉に対しても、それが表す文法的意味としては、言表事態に対する認識的な捉え方の特徴・異なりの点において、いま少し厳密かつ内実を伴ったあり方で分析・記述しておくことが、まず必要になろう。

その点では、奥田靖雄1984・1985は、〈おしはかり(推量)〉を考察していく前提として、その対立項である〈いいきり(断定)〉にも触れている、といったものではあるが、断定・推量を言表事態に対する認識的な捉え方の点から規定し特徴づけようとしたものとして、注目される。奥田1984・1985は、いいきり(断定)は直接的な認識を表現し、おしはかり(推量)は間接的な認識を表現すると述べ、いいきりの文・おしはかりの文、およびそれらが表す内容について、

おしはかりの文は、おしはかりから生じてくるはなし手の想像なり判断を表現している。しかも、この想像あるいは判断のなかにとらえられた出来事は、その真偽がまだ経験的な事実によってたしかめられてはいない。想像や判断のわくのなかにとどまっている。これにたいして、いいきりの文のさしだす出来事は、直接的な経験によってとらえられたものであって、考えるまでもない、うたがう余地のない事実である。(奥田1985)

いいきりの文にえがきだされている出来事は、はなし手の感性的な経験にあてえられていて、はじめから《たしかなこと》であるが、～  
(奥田1984)

想像の産物であるから、思考の帰結であるから、おしはかりの文にえがきだされている出来事は不たしかである、ということにはならない。想像とか判断とかが確実な、じゅうぶんな根拠にもとづいて、正当な論理的な手つづきによってくみだてられていれば、その対象的な内容としての出来事は、たしかなものとしてあらわれる。しかし、そうでない想像や判断は不たしかなものになる。(奥田1984)

のように述べている。

上引の箇所からも分かるように、断定(いいきり)と推量(おしはかり)は、認識の仕方と確かさの点から特徴づけられている。奥田1984・1985で述べられている〈いいきり(断定)〉〈おしはかり(推量)〉に対する考えをまとめれば、概略、次のようなものになろう。断定とは、言表事態を、直接的な経験によって捉えられたものとして差し出すことであり、確かなこととして表現すること、といったものになるだろう。それに対して、推量(おしはかり)とは、言表事態を想像の中に捉えたものとして差し出すことであり、不確かなものになる場合もあれば、確かなものとして立ち現れる場合もある<sup>3)</sup>、ということになろう。

奥田1984・1985での立論は、推量について述べるだけでなく、断定を推量との対立の中で捉えようとしたものである点、および、それらを、まずもって、言表事態に対する認識的な捉え方の点で、かなりの程度において明らかにしたことにおいて、注目される。注目し高く評価すべきものであるにしても、これだけで、断定や推量が十分に分明になったとは言いがたい。直接的な経験によって捉えられたとか、経験に与えられているといったことの内実や、〈確かさ〉といった概念が、もっと豊かにかつ明確にならない限り、断定や推量は、これ以上分明にはならない。たとえば、冒頭に上げた例文「あの人形のおかげで、わたしは命拾いをしました。人形が泣き声を上げなかったら、あのまま、わたしは殺されていただろう。」の後文は、原文ではダロウ形を取っているが、これを、「人形が泣き声を上げなかったら、あのまま、わたしは殺されていた。」のように、断定(いいきり)形にした場合、言表事態は想像の中に捉えられたものであるが、奥田1984・1985では、この文が、断定(いいきり)になるのか、それとも推量(おしはかり)になるのか、奥田1984・1985に対する筆者の読み込みの不十分さ・浅さもあろうが、分からない。

### 3 断定と推量をめぐって

ここでは、断定と推量についての筆者の考え方を、ごく簡単に述べる。もっとも、推量については、ダロウ形を中心に少しばかり触れるだけであって、包括的で詳しい考察は、今後の課題である。

つながりかつ連続していくことを認めながらも、本稿では、言表事態に対する〈断定〉といった捉え方には、大きく〈確認〉と〈確信〉の二類がある、という立場を取る。そして、確認型を〈感覚器官による直接的な捕捉〉と〈既得情報〉とに分ける。もっとも、話し手の感覚器官によって直接的に捕捉されることにより、〈既得情報〉として蓄積される場合も少なくないことを、筆者自身認識している。その意味では、〈感覚器官による直接的な捕捉〉は現場型、〈既得情報〉を記憶型として特徴づける方がよいのかもしれない。また、各タイプには典型的なものもあれば、周辺的な事例も存在することを、当然、前提にした上でのタイプ分けである。

以下、それぞれのタイプに属する基本的な例を一二挙げておく。

〈感覚器官による直接的な捕捉〉であることによって、断定であるといったものには、

(1) アッ、雨ガ降ッテイル。

(2) 出入口の横に、勘定場があり、レジスターのうしろに少女が坐っている。(吉行淳之介「食卓の光景」)  
 のような例が挙げられる。

〈既得情報〉であることによって、断定であるといったものとしては、

(3) 田所「～彼はカンでそう思い、大陸移動説というのを発表したんです。しかし、それを実証するほど科学技術が進んでいなかったため、彼は世界中の笑い者になり、千九百三十年に死にました。」  
 (橋本忍「シナリオ・日本沈没」)

のような例が指摘できる。

さらに、断定を表すもののうち、〈確信〉のタイプに属すものとしては、

(4) 芳彦「何がいいたいんだ。」 蟻田「皮肉なことに、日本の平和を

守っているのは愚かな大衆です。もしも国民大衆がめざめて、いっせいに不正選挙を糾弾すれば、今の政治家は全滅します。しかしそのときには、革命や動乱が起きてどえらいことになる。」

(ジェームス三木「シナリオ・善人の条件」)

(5) 中田「波のほうは大丈夫だろうな?」 操縦員「大丈夫です。

三、五メートルまでなら楽に降りられます。」

(「シ・日本沈没」)

などのような例が挙げられる。

例文からも分かるように、〈感覚器官による直接的な捕捉〉とは、今現に話し手の感覚器官によって捉えられていることによって、その事態の成立・存在に、疑いの挟みようのないものである。まさに、事態は、話し手の感性的経験の内実として、直接的に話し手に与えられており、その成立は話し手に確認されている。また、〈既得情報〉とは、話し手の直接的経験によるものであれ、伝え聞いたものであれ、既に獲得され知っていることとして、話し手の知識・情報のストックの中に在る事態である。話し手が、事態に対して、その事実性を確認(ないしは追認)することによって、事態は、話し手に既に獲得され知られていることとして、取り扱われることになる。それに対して、〈確信〉とは、推論や思考・想像の中で、事態の成立を確かなものとして捉えたものである。〈感覚器官による直接的な捕捉〉〈既得情報〉と〈確信〉とは、前者が、推論や思考・想像の作用による介在を必要とすることなく、直接的に事態の事実性に対する確認を得ていたのに対して、後者は、推論や思考・想像の作用を経ることによって、事態成立を確かなものとする把握に至る、言い換えれば、推論や思考・想像の作用によって構築された世界において、事態は、確かなもの・その事実性を主張しうるものとして捉えられている、といった異なりが存する。本稿では、推論や思考・想像の作用を経ることなく、直接的に、事態の成立・存在を疑いのない確かなものとして捉えることを、〈確認〉と仮に呼び、推論や思考・想像の作用を通して、事態の成立・存在を疑いのない確かなものとして捉えることを、〈確信〉と仮称する。〈確認〉と〈確信

>には上述のような異なりはあるものの、事態の成立・存在を疑いのない確かなものとして捉える、といった共通性を有している。この、〈事態の成立・存在を疑いのない確かなものとして捉える〉といった言表事態に対する認識的な捉え方を、本稿では、〈断定〉の特徴として取り出しておく。

それに対して、〈推量〉とは、

(6) 自分は何のためにロンドンに行くのか、すでにこの船中で烈しく悔いている。おそらく陰鬱な何のよろこびもないロンドンの生活には一日も私は携えられるものではなからう。

(富沢有為男「地中海」)

(7) 首をねじっておれは鯨神をふりかえり、その雄偉な額がいつものようにひたと海に据えられたまま血のいろに燃えしきっているのを見た。おまえもさぞ苦しかったろう。男たちの銚がおまえの肉をひきさき、槍がおまえの内臓をかきまわしていたときは。

(宇野鴻一郎「鯨神」)

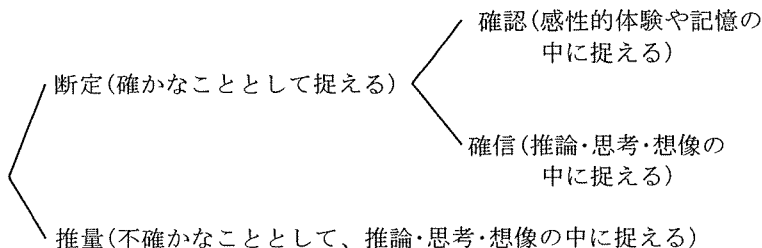
(8) 笑っているところを見るときつと山田は自分をしゃべらせる破目においこむにちがいない。伊佐はそう信じこんでいた。信じこまなくても、その可能性があれば、それは彼にとってはおなじことだった。

(小島信夫「アメリカン・スクール」)

などがその例である。これらの文に描かれている事態は、いずれも、話し手の感性的な体験や記憶の中に直接的に与えられているものではない。話し手の推論や思考・想像の作用を通して捉えられたものである。しかも、事態の成立・存在が、疑いを挟む余地のないほど確実であるというものではない、言い換えれば不確かさを有するものとして捉えられている。

〈断定〉や、その下位的タイプである〈確認〉〈確信〉、および〈推量〉について、以上述べてきたことを図示すれば、次のようになるだろう。





## 4 断定のタイプ

### 4.1 感覚器官による直接的な捕捉

まず、〈断定〉さらに言えば、〈確認〉に属するものとして、〈感覚器官による直接的な捕捉〉について、少しばかり説明を追加する。

最初に、話し手の眼前に展開する状況をそのまま写し取り描写した文を取り上げる。

- (1) 道路に沿って清水が流れている。 (太宰治「富嶽百景」)
- (2) よく見ると、テープレコーダの外部スピーカーの接続端子からミニプラグつきのコードが出ている。  
(山村直樹+中町信「旅行けば」)
- (3) なんまんだあなんまんだあと、お経をあげる声がする。  
(松谷みよこ「山んぼの錦」)
- (4) 田所「水が濁ってきた。」 (「シ・日本沈没」)
- (5) テレビから興奮した実況アナの声「イーグル友田が見事に安達英志を破りました。……あつ、コミッション・ドクターが出て参りました。」  
(坂本順治「シナリオ・どついたるねん」)

などが、この実例である。これらは、筆者が従来〈現象描写文〉と呼んできた類である。これらにあっては、文の内容として描き取られている事態は、まさに、視覚や聴覚などの話し手の感覚器官が、今現に捉えている事

態そのものである。感覚器官によって今現に捉えられている事態は、感覚器官に直接的に捉えられていること、および現在の捕捉であることによって、捕捉者である話し手にとって、その成立に対して、これほど確かで疑いの挟みようのないものはない。〈感覚器官による直接的な捕捉〉が断定でしかありえない理由が、ここにある。

これらにあっては、捕捉時と発話時との間に時間的間隙がない。時間的間隙が大きくなれば、〈感覚器官による直接的な捕捉〉は、〈既得情報〉へとずれ込んでいく。

(6) 稲垣：ただいまできました。玄米パンのほかほか……。

(井上ひさし『闇に咲く花』)

などは、未だ、記憶の倉庫の中に蓄積されるまでには至っていないものであるが、それに対して、

(7) 田所「総理、わしはこの間観測の機会があったが、小笠原で小さな島が一晩に二百メートルも沈んだ。」

(「シ・日本沈没」)

のようなものになれば、捕捉時と発話時とに時間的間隙が存し、もはや〈既得情報〉へとずれ込んでいる。

感覚器官といえ、まずもって、視覚・聴覚・嗅覚などといった外的感覚器官のことである。したがって、捉えられた状況も外的状況である。

(1)から(5)にあっては、まさに、話し手の感覚器官によって捉えた外的状況が描き出されていた。それに対して、

(8) 酔いで、ふらつく笙子。伊織「大丈夫か。」 笙子「気持ちいい。」

(荒井晴彦「シナリオ・ひとひらの雪」)

(9) 札を三枚放り出し、伊織「カンパするよ。」 望月「そうですか。

じゃ、遠慮なくいただきます。助かります。」

(「シ・ひとひらの雪」)

(10) 伊織「送るよ。」 霞「困ります。」 (「シ・ひとひらの雪」)

(11) 伊織「亡くなった人には悪いが、喪服って、いいね。」

(「シ・ひとひらの雪」)

のようなものでは、捉えられ描き出されているものが、自らの内的な心的状態・心的態度(さらに言えば、心的態度発動の機縁になったものをも含めて)である。言い換えれば、内的感覚や感情の働きによって捕捉されたものである。

内的感覚や感情の作用による捕捉と、視覚や聴覚などの働きによる捕捉には、内的か外的かといった異なりが存在する。外的感覚器官による捕捉であれば、捕捉された外的状況と感覚器官の発動とは、「子供が運動場デ遊ンデイル。」と「子供が運動場デ遊ンデイルノガ見エル。」(この表現は、外的状況を捉えながら、感覚器官の発動をも捉えている)のように、分離して描き取ることができよう。それに対して、内的感覚や感情にあっては、その現れは、内的感覚や感情の作用の内実そのものであるとともに、その作用の結果でもある、言い換えれば、このタイプでは、内的な感覚・感情が捉えた状況であるとともに、また、内的な感覚・感情の作用そのものをも捉えていると言えよう。

視覚や聴覚などの外的感覚器官による捕捉と内的感覚や感情による捕捉とには、感性的な体験が、外的なものであるのか内的なものであるのか、といった異なりが存するものの、ともに感性的な体験であるという共通性が、そこには存在している。本稿では、ともに感性的な直接体験を差し出したものとして、この内的感覚・感情による捕捉を、外的感覚器官による捕捉に隣接するものとして位置づけておく。外的感覚器官による捕捉も内的感覚・感情による捕捉も、捉えられている事態がともに感性的な経験であることによって、その事態の成立・存在は、疑いを差し挟むことのできないものとなる。これらのタイプは、断定で表されているだけでなく、断定でしか出現しない(推量形を取り得ない)ところに、その特徴が存する。

もつとも、〈感覚器官による直接的な捕捉〉による〈確認〉と、〈確信〉さらに言えば〈推量(推測)〉とが、つながり連続するところをまったく有しないわけではない。たとえば、

(12) 五十年配の男と霞が歩いている。村岡「お、英善堂だ。」

(「シ・ひとひらの雪」)

のようなものも、〈感覚器官による直接的な捕捉〉に属するものであると思われるが、ただ、この種のタイプでは、感覚器官による捕捉が明確なものでなければ(言い換えれば、捕捉しきれていなければ)、容易に「だぶん英善堂。」のような〈推量〉へと移っていく。また、

- (13) モモ子「(電話に) あっ、帰ってきました。ちょっとお待ち下さい。」  
(丸内敏治「無能の人」)

のようなものも、感覚器官が捉えているものが帰ってきた当人そのものか、当人の足音のようなものかによって、〈感覚器官による直接的な捕捉〉か、想像の中に捉えられた〈確信〉かが変わってくる。後者の場合、確かさが減ずることによって、「あっ、帰ってきたようです。」のような、〈推測(徴候の元での推し量り)〉へと移行していく。

なぜ断定で捉えられているのかは、明瞭であるものの、タイプとしてどこに属させればよいのか、さほど分明でないものに、

- (14) 加代： 子守の手が要るときは、いつでも云ってね。すぐ飛んで行きます。」  
(『闇に咲く花』)

- (15) 田所「みんな座ってくれ。これから説明する。」

(「シ・日本沈没」)

のような、未来に行う話し手の意志的動作を表明するものがある。これは、《話し手の意志・つもり》を表明するといったものである。捉えられ描き出されているものが、自分の意志・つもり、しかも発話時に意志の作用によって生じたものであれば、その成立・存在は、当人である話し手にとっては、疑いの挟みようのない確かなものであるほかはない。ある意志・つもりを持つということは、意志の作用の内実そのものであるとともに、その作用の結果でもある。このような出現・存在のあり方は、内的感覚や感情による捕捉につながっていくだろう。感情と意志が情意として一括されることも、このつながりを示しているものと思われる。

もっとも、未来に行われる話し手の意志的動作を表していても、

(16) 「明後日ハ？」 「東京ニ出張シマス。」

のような、予定表に書き込まれた類いのものは、記憶の倉庫の中から取り出されたものであり、〈既得情報〉に属するものである。

## 4.2 既得情報

次に、本稿で〈既得情報〉と仮称するものについて、少しく説明を付け加えておく。

既に触れたように、〈既得情報〉とは、獲得され知っているものとして、話し手の保有している情報・知識の在庫というあり方で、話し手の記憶の中に蓄えられているものである。発話にあたっては、情報は、話し手によって、記憶の倉庫から取り出され、文の叙述内容として描き出される。たとえば、

(1) 霞「さっき、宿泊カードになんて書いたんですか。私のこと。」

伊織「伊織祥一郎と書いて、ボールペンが止まってしまった。

昔、妻と書いた宿帳に、という歌があつて、それ、思い出したよ。

熱海の夜” っていうんだ。箱崎晋一郎、それ一曲だけだったな、  
ヒットしたの。」

(「シ・ひとひらの雪」)

のようなものがこれである。「～思い出したよ」の前文からも分かるように、以下の情報は、記憶の中から引き出されたものである。

記憶の倉庫に情報を蓄える主要な契機の一つは、自らの直接体験である。体験をすることによって情報を獲得し、そして、それが記憶の倉庫に蓄えられることになる。このようにして、記憶に蓄えられた情報が、発話にあたって、記憶の倉庫の中から引き出されることになる。自らの体験によって得られ、記憶の倉庫に蓄えられる情報の中には、

(2) 笙子「……私、正直にいます。私、一度だけ、宮津さんと

……宮津さんに抱かれました。」 (「シ・ひとひらの雪」)

(3) 健太郎：波間に漂うこと一昼夜、アメリカの潜水艦に救助されまし

た。ハワイで治療を受け、その後、カリフォルニアの収容所に送  
 られました。(『闇に咲く花』)

のように、過去の自らの体験そのものを描き取っているものもあれば、

(4) 鈴木：本官にも生後八ヵ月ごろの記憶があります。ある朝、いつ  
 ものように母親の乳房を咥えようとしますと、乳房が真っ黒でした。  
 (『闇に咲く花』)

(5) 怜子「まるきり見当もつかないけど、その海の底ってどんなどこな  
 の？」小野寺「なんにもありませんよ。ただ、シーンと冷えきった  
 冷たい砂漠があるだけでね。」(「シ・日本沈没」)

のように、過去の自己の直接体験によって得られた外界の状況や対象のあり  
 方を描き出しているものがある。

これらは、いずれにしても、話し手の直接体験によって捉えられた情報  
 である分、既に触れた〈感覚器官による直接的な捕捉〉につながっていく。  
 直接体験によって得られた情報は、直接体験による情報の仕入れ時と発話  
 時との間に時間的間隙が少なくなればなるほど、記憶の倉庫に蓄えおく必  
 要がなくなり(言い換えれば、記憶の倉庫に寝かしておく余裕がなく)、  
 感覚器官による直接的な捕捉〉につながっていく。

(6) 鈴木：錦華荘アパートの付近を巡回してまいりました。小山民子さ  
 んのお父さんにもお目にかかりました。(民子に)お父さんはこうお  
 っしゃっていましたよ。「今朝、家を出るときの民子は、まだ妊娠  
 しておらんかったよ。」(『闇に咲く花』)

(7) 稲垣：うたた寝しながら夢を見てしまいました。  
 (『闇に咲く花』)

(8) 典子の声「お風呂上がりました。母さん寝かせるから。」  
 (一色伸幸「シナリオ・木村家の人々」)

(6)から(7)(8)に行くにしたがって、〈既得情報〉から〈感覚器官による直  
 接的な捕捉〉へと移り動いていく。

ちなみに、話し手の直接体験によって獲得された情報の場合、記憶の倉  
 庫に寝かしておくか否かによって、情報の断定的把握・呈示に影

響は生じないものの、人から得た情報の場合は、記憶の倉庫に蓄えておくことが、情報の断定的把握・呈示に影響を与える。

〈既得情報〉の情報源が話し手の直接体験であることが多いにしても、獲得され知っているものとして、記憶の倉庫に蓄えられている情報には、直接体験によってではなく、人から聞いたり教えられたりして得た情報も少なくない。また、人から得た情報に対しても、自らの直接体験による獲得情報と同様に、確認(追認)を与え、知っていることとして情報・知識のストックに登録しておくことができるところに、人間の学習がある。たとえば、

- (9) 稲垣：伊勢神宮を中心に全国八万の神社のほとんどをひとつに束ねているんですから、力があります。戦前の内務省に神社局というのがあって全国の神社を指導していましたが、神社本庁はその戦後版です。以上、おじさんの受け売り。

(『闇に咲く花』)

のようなものが、人から聞いたり教えられたりすることで、獲得され知っているものとして記憶の倉庫に蓄えられている情報を、取り出して、文の叙述内容として描き出したものである。文の叙述内容として捉えられている事態が、直接体験からではなく、人から得られた情報であることは、後に続く「以上、おじさんの受け売り。」という文の存在からも明らかであろう。また、

- (10) 59年以降、ブルターニュの議員たちが、左右両派一致して率先的に、法案の提出を再開した。委員会における審議は、二度連続ですぐれた議員報告にまでいったが、政府は国会審議でとりあげることを認めなかった。こうして議員活動、国会での提案はたえまなくくり返された。64~65年、ドゴール大統領がオクシタンの人びとに対して約束した結果、まったく正式に合同委員会が設立されて、まる一年間つづけられたことがあるが、この委員会が決議した非常に興味深い結論によっても事態はなんら改まったわけではなかった。この結論が言及されるたびに、奇妙にも文部省で

はこの文書がみつからないというしまつであった。67年、エムグレオ＝ブレイスの大署名運動や、翌年の五月革命に刺激されてあらたな動きがおこり、70年には、ほかの地域の諸運動と連携をとり、また教員組合や父母会の支援を受けて、ヂクソン法施行後20年目にしてようやく、大学入学資格試験での「地方語と方言」の選択科目実施にこぎつけることができた。

(原聖邦訳『虐げられた言語の復権』)

のような歴史的事実の編年体的記述は、この、人から得た〈既得情報〉の代表的な例である。

たとえば、歴史的な出来事や遠く離れた所での出来事などのように、自らが直接的にその事実性を確かめる方法を持たないタイプの情報であっても、獲得され知っていることとして、自らの保有している情報・知識の倉庫の中に収め蓄えておくということは、事態の成立・存在に自らが承認を与えることである。観点を変えて言えば、人から得た情報は、その成立・存在に対して、追認という形で事実性の確認を与えられることによって、自らのものとして、情報・知識の在庫の中に取り込み登録されることが可能になる。一度、記憶の中に取り込まれ溜めおかれることによって、

- (11) 森郎「昔、昔、男と女は一体でした。そしてあんまり仲がよいので、神様が焼餅を焼いて、二つに引き裂いてしまいました。引き裂かれた男と女は、淋しくなって、もう一度、一緒になりたいと願って探し求めるようになりました。それが恋心であります。」  
(佐藤繁子「シナリオ・白い手」)

のような神話的な情報であっても、事実扱いを受けることになる。言い換えれば、事態は、その成立・存在の事実性を確認(追認)したものとして、差し出されている。(11)の例文を、「～一体だったかもしれませんが。～引き裂いてしまったにちがいません。～探し求めるようになったのでしよう。」のように、〈推量〉系にしてみると、描き出されている事態は、もはや、記憶の中から直接引き出された事態であることを止めてしまう。

記憶の中に蓄えられた情報、換言すれば、記憶の倉庫の中から直接引き



出された情報は、事実性を付与された(言い換えれば、推量系にはできない)ものでしかない、ということを示す現象に、「タシカ」という副詞と共に共起する判断のモダリティの制約が上げられる。「タシカ」は、記憶を呼び起こし、記憶の中に蓄えられた情報を探すといった意味合いを持った副詞である。この副詞が共起する文に出現する判断のモダリティは、

- (12) それは、彼がたしか中学校の二年生のときであった。大連の町を通過する日本の軍隊はときどき一般の家庭に分散して宿泊した。

(清水卓行「アカシヤの大連」)

- (13) たしか同じ言葉で彼は杏子の病気を紛らわすのを手伝ったことがある。

(古井由吉「杏子」)

- (14) \*タシカ広志ハ一度留学シタダロウ。

のように、断定であって、「ダロウ」や「カモシレナイ」「ニチガイナイ」や「ラシイ」などの非断定系は現れない<sup>5)</sup>。

また、記憶の倉庫の中から取り出された、ということは、情報が忘却されており思い出されることによって立ち現れる、といったことを意味はしない。たとえば、

- (15) 田所「で、計画とはなんだね。」 男A「趣旨に賛同していたと思いますので、私の身分と名前を……内閣調査室の邦枝です。」 男B「私は中田……情報科学専攻、自然現象の確率論的解析です。」

(「シ・日本沈没」)

- (16) 実加「姉は千津子といました。」

(岡本喜八「シナリオ・大誘拐」)

のように、自分の名前・身分・専門や肉親の名前のようなものを忘れてしまう人間は、通例いない。その意味で、これらのものが語られる時、思い出すという働きが厳密な意味で働いているとは思えない。〈既得情報〉化するとは、情報・知識を、自らの獲得・所有した情報・知識として、自らの有している情報・知識のストックの中に取り込み登録するということである。自分や肉親の名前といえども、獲得され情報・知識の倉庫に溜めおかれたものである。やはり、これらにあっても、蓄えられた情報・知識の

倉庫から取り出され、文の叙述内容として差し出されたものである。

先に、話し手の直接体験によって獲得された情報の場合、記憶の倉庫に寝かしておくか否かによって、情報の断定的把握・呈示に影響は生じないものの、人から得た情報の場合は、獲得情報として、情報の記憶の倉庫に蓄えておくことが、情報の断定的把握・呈示の要件になる、といったことを述べた。たとえば、

- (17) キャスター「では、次に、昨夜遅く、大阪市住吉区帝塚山八丁目の会社役員、柴田雅之さん宅に、刃物を持った男が押し入り、柴田さんら家族四人を人質にたてこもるという事件が起りました。調べによりますと河村誠こと朴完鉄、23歳は、柴田裕子さんとの交際を裕子さんの両親に強く断られた腹いせに、千枚通しを隠しもって侵入し、三人の手足を縛って乱暴をしようとしたところ、たまたま訪れた裕子さんの婚約者が、犯人との激しい格闘の末、犯人を取りおさえました。なお、取り調べ中の河村こと朴は、自分は伊藤博文を殺害した安重根の生まれかわりだ、などとうそぶき、取り調べ官を手こずらせているということですよ。」

(金秀吉+金佑宣「潤(ユン)の街」)

の中に、そのことが観察できる。一文め二文めが〈断定〉として差し出されているのは、これらの述べる事態が、既に獲得情報としての承認を与えられ、情報の倉庫に取り込まれているからである。それに対して、第三文が「～トイウコトデス」という形を取っているのは、述語が「手コズラセテイル」というテイル形を取っていることから明らかなように、現在も進行中の事態であり、したがって、事態を自らの情報の倉庫に蓄えられた情報として、未だ取り込めていないことによっている。

もっとも、〈既得情報〉として情報・知識の倉庫に蓄えられているものは、何も既に生じた(生じている)、言い換えれば既然の事態に限られるわけではない。未来に起こる事態であっても、その生起・出現が既に《予定》になっておれば、話し手の情報・知識の倉庫の中に蓄えておくことができる。さらに言えば、《予定》として捉える(扱う)ということが、未来

に生じる事態の生起・出現を、自らが獲得し知っている情報として、自らの情報の貯蔵庫に登録しておく・書き込んで

おくことに外ならない。たとえば、

(18) 小野寺「もうすぐ“わだつみ2号”が竣工します。そしたらローテーションが少し楽になります。」（「シ・日本沈没」）

(19) 幸長「午後三時から北斗で、これまでの調査の中間発表がある。」中田「午後三時？」 邦枝「防衛庁からヘリで霞ヶ浦基地へ行き、霞ヶ浦からは海上自衛隊のPSIだ。」（「シ・日本沈没」）

(20) 笹子「今日は一時に丸越商事の水口さまがお見えになります。四時から帝国ホテルで環境整備懇談会があります。」（「シ・ひとひらの雪」）

などが、この《予定》を表している例である。これらは、いずれも、未来に起こる事態ではあるものの、既に獲得され話し手の記憶の倉庫の中に蓄えられている情報として、記憶の倉庫から直接引き出され、文の描き取った事態として差し出されたものである。事態の生起そのものは、未来に生じることであれば、不確かさを払拭しきれないにしても、登録された情報の存在そのものは、獲得され蓄えおかれていることにおいて、疑いのない確かなものにほかない。言い換えれば、《予定》そのものは確認されたものにほかない。このタイプを、「～タブンオ見エニナリマス。～アルデシヨウ。」のように、推量系に変えてしまうと、もはや、事態は、記憶の倉庫から引き出された《予定》であることを止めてしまう。「タシカ、一時ニ水口様ガオ見エニナリマス。」であって、「\*タシカ、一時ニ水口様ガオ見エニナルニチガイアリマセン。」とは言えない。《予定》は〈断定〉でしかない。

ただ、

(21) 男B「それからこの計画には、M大地質学の幸長助教授にも参加していただくことになっております。」（「シ・日本沈没」）

(22) 繁子：今日はお肉が手に入りましたので、久し振りにみんな  
 でワッと騒ごうということになりました。 (『闇に咲く花』)  
 のような、「スルコトニ{ナル/ナッタ}」といったものと、上述の《予定》  
 とでは、極めて近似したところを有するものの、「スルコトニ{ナル/  
 ナッタ}」では、後に出現する出来事そのものではなく、後に出現する出来  
 事に対する遂行の決定自体が、文に描き出されている事態である、とい  
 う異なりが存する。事態の内実が決定そのものであれば、このタイプは、  
 もはや既然事態の〈既得情報〉化に外ならない。

さらに、

(23) 助川「(電話を取り) お待たせしました。」 佐藤「御無沙汰して  
ます。奥さんからお聞きになりました？ 原作あるんですけど、い  
 かがでしょう。」 助川「せっかくですが、ゴラクはやるつもり  
 はありませんから。失礼します。(と電話を切る)」

(「無能の人」)

(24) 英雄「本当にお世話になりました。(ト深く頭ヲ下ゲ) これ以上  
 ここにいるのは辛くて。」 (市川森一「異人たちとの夏」)  
 のようなものも、〈確認〉に属するものである。これらは、いずれも、事  
 態が話し手の感性的な体験や記憶の中に直接的に与えられていることによ  
 り、その事実性を確保していたものである。事態の事実性が直接的に〈確  
 認〉されていることにより、〈断定〉以外にはならない。

#### 4.3 確信

最後に、本稿で〈確信〉と仮称するものについて、簡単に説明しておく。  
 既に少しばかり詳しく述べた〈確認〉は、〈感覚器官による直接的な捕  
 捉〉にしる〈既得情報〉にしる、いずれも、事態が話し手の感性的な体験  
 や記憶の中に直接的に与えられているものであった(そして、そのこと  
 によって、事態の事実性が直接的に確認され、したがって、〈断定〉以外には  
 なりえないものであった)。それに対して、ここで少しばかり説明を加え

る〈確信〉は、事態そのものが、話し手の感性的な体験や記憶に直接与えられているわけではなく、その成立・存在を、推論や思考・想像の中で捉えたものである。

- (1) 8号「……人が人を裁く、それは大変なことです。生半可な気持ちでは出来ないし、やっではいけません。被告は、被害者をトラックに突き飛ばして死に到らしめました。しかしそれは正当防衛です。しかも殺意の立証が出来ない限り被告を有罪にすることは出来ません。よって私は無罪を主張致します。」

(三谷幸喜他「シナリオ・12人の優しい日本人」)

- (2) 鯨口「だって、これSFだろう。」 膳上「そう、SFですからな。」 雑上「SFなものな。落とそうよ。審査委員の見識を疑われる。」

(志村正浩「シナリオ・文学賞殺人事件」)

- (3) いさ子「主人は大所高所からも見る人でした。柳田さんが市長になれば、日暮市は神武不動産に牛耳られます。それを食い止めるために、市長の座を守っただけのことですよ。」

(「シ・善人の条件」)

- (4) 伊織「これを見たら、出よう。全部見ていると九時を過ぎてしまう。」

(「シ・ひとひらの雪」)

- (5) 芳彦「何がいたいんだ。」 蟻田「皮肉なことに、日本の平和を守っているのは愚かな大衆です。もしも国民大衆がめざめて、いっせいに不正選挙を糾弾すれば、今の政治家は全滅します。しかしそのときには、革命や動乱が起きてどえらいことになる。」

(「シ・善人の条件」)

- (6) 網島「次に申し上げたいのは乙女平のリゾート建設、このすばらしい企画は、清川市政の目玉になるでしょう。日本中からお客が来ます。ホテルに泊まってゴルフをする。あるいは自然と親しむ……」

(「シ・善人の条件」)

などのようなものが、〈確信〉の例である。事態の成立・存在を、自らの推論や思考・想像の中で確かなものとして捉えた〈確信〉である。〈確信〉

が事態の成立・存在を推論や思考・想像の中で捉えたものである、ということの一つの、しかし重要な現れとして、このタイプの文に条件表現を含む文が少なくないことが上げられる。事実、(3)(4)(5)の文では、「～ナレバ、牛耳ラレマス」「～見テイルト、過ギテシマウ」「～糾弾スレバ、全滅シマス」のように、条件節が文字通り出現している。また、(1)の「～出来ナイカギリ、～」や、(5)の「ソノトキニハ、～」のようなものも、条件表現相当の表現である。さらに、文の表現面に条件節(相当)の表現がなくとも、(2)「(通セバ)見識ヲ疑ワレル」や、(6)「(完成スレバ)日本中カラオ客ガ来マス」のように、意味の上から、条件節(相当)の存在が想定できるものが少なくない。条件節は、想定世界の設定を計るものであり、条件節を含む文は、無前提にではなく、想定された世界において、事態が成立・存在することを表している。たとえば、(3)を例に取れば、[柳田サンガ市長ニナル]という世界で、[日暮市ガ神武不動産ニ牛耳ラレル]という事態が成立・存在することを表している。事態の成立にあたって、それが成立・存在する世界が想定されるということは、事態が、話し手の感性的な体験や記憶に直接与えられているものではなく、推論や想像の世界の中に捉えられている、ということを示している。〈確信〉では、事態の成立・存在が推論や思考・想像の中に捉えられている。そのことが、事態が成立する想定世界の設定・導入を招き、そして、〈確信〉の文に条件節を含む場合が少なくないことを招来している。

もっとも、条件節を含む文であれば、〈確信〉としてしか解釈する以外にない、というわけではない。たとえば、

(7) 伊織「ここでいいんですか。」 霞「ここで結構です。この道を曲がって、まっすぐ行くと、さっきの道にでます。それを道なりに行くと国道にでます。」 (「シ・ひとひらの雪」)

のように、一回的な出来事ではなく、繰り返して成り立つ事態を導く一般的な条件を差し出す場合は、発話時において、推論や思考・想像を展開するのであれば、事態が捉えられない、というわけではない。この種のタイプにあつては、事態は、自らの情報・知識の貯蔵庫に蓄えられた〈既得

情報〉からのものとしても、差し出されることが少なくない。

また、〈確信〉には、事態成立の想定世界がなければならない、というわけでもない。事態成立の世界の枠はめなしに、言い換えれば、想定された世界では事態が成り立つことを確信している、というあり方ではなく、無前提に事態の成立・存在を確信する、というあり方で、事態の差し出す場合も、決して少なくない。例文(1)の「しかし、それは正当防衛です。」などはこのタイプである。さらに、

(8) 2号「皆さん、陪審制度についてもう一度考えてほしいのです。～。

制度自体は素晴らしいものです。人間を裁けるのは人間だけです。」  
(「シ・12人の優しい日本人」)

のようなものが、このタイプである。事態が成り立つ世界を定めるということは、事態の成立・存在を保証する根拠や論理の通用を、その世界に限定して適用する、ということである。根拠や論理の通用の世界が限定されている分、根拠や論理の適用は正確になろう。それに対して、根拠や論理の通用範囲を限定しない〈確信〉は、根拠や論理の通用範囲に限定がない分、主観的で独りよがりなものに落ち込む危険性を有している。

(9) 霞「それに、あなたはきっと私に飽きるわ。そんなに長く続かないわ。」伊織「そんなことはない。」霞「あなたはそういう人、一人の女でじっとしてられる人じゃないわ。」

(「シ・ひとひらの雪」)

のようなものは、そういったものだろう。霞一人の思い込み・決めつけになってしまっている。

推論や思考・想像の中で事態を捉えるということは、推論や思考・想像の中で適用される論理や根拠に自信が持たなくなってくれば、事態の成立・存在は、容易に不確かなものになっていく、ということでもある。上に挙げた「柳田サンガ市長ニナレバ、日暮市ハ神武不動産ニ牛耳ラレマス。」や「全部見テイルト九時ヲ過ギテシマウ。」といった例は、事態の成立・存在を確かなものとして捉えた〈確信〉であるが、これも、論理や根拠に自信が持たなくなることによって、

- (10) 柳田サンガ市長ニナレバ、オソラク日暮市ハ神武不動産ニ牛耳ラ  
レルデショウ。
- (11) 全部見テイルト、ヒヨットシタラ九時ヲ過ギテシマウカモシレナ  
イ。

のように、容易に〈推量〉に移行していく。これは、この種の〈断定〉としての事態成立の確かさが、推論や思考・想像の中でのものであり、話し手の感性的な体験や記憶の中に直接与えられていることによったものではない、といったことから来ている。〈感覚器官による直接的な捕捉〉や〈既得情報〉にあつては、差し出された事態の成立・存在に確かさの度合いはない。話し手の感性的な体験や記憶の中に直接与えられた、これらにあつては、事態の成立・存在は、疑いを挟みようのない確かなものでしかない。

〈確信〉としての〈断定〉は、推論・思考・想像の中に描き出された事態の成立が確かなものとして捉えられていることによる〈断定〉であつた。したがって、〈確信〉は、確かさのスケールの上に位置づけられている。

- (12) 「それに、あなたはきっと私に飽きるわ。そんなに長く続かない  
わ。」 (「シ・ひとひらの雪」)

確かさのスケールの上に位置づけられているからこそ、そもそも、確かさの度合い・程度を指し示す副詞を取りうるのである。「きっと」のような〈断定〉にふさわしい確かさの度合いを差し出す副詞を共起させながら、文は、〈確信〉として成り立ちうる。言い換えれば、「きっと」などの有無によって、〈確信〉として成り立つだけの確かさを失うことはない。逆に、確信型にあつては、「アナタハタブン私ニ飽キルワ。」などのように、〈断定〉にふさわしくない確かさを表す副詞がきた場合、文は、事態を推論・思考・想像の中に捉えたもの、といった認識の型を変えることなく、〈断定〉から〈推量〉に移っていく。

それに対して、

- (14) アノ時機ノ上ニ書類ガ置イテアツタ。
- (15) 試験ハ3月3日ニ行ワレル。



が、確認型の〈既得情報〉であるのに対して、

(14') アノ時キット机ノ上ニ書類ガ置イテアツタ。

(15') 試験ハ3月3日ニキット行ワレル。

では、事態は、もはや情報・知識の貯蔵庫から取り出された〈既得情報〉ではありえない。確認型から、既に事態を推論・思考・想像の中に捉える、という認識のタイプに変化している。このことは、確認型には確かさの度合いが存しないことを示している。

以上、従来ほとんど考察の加えられることのなかった〈断定〉について、それを〈確認〉と〈確信〉とに分け、その内実とそれらの特性について、少しばかり詳しく見てきた。

#### 注

- 1) 言表事態とは、文の意味内容のうち、話し手が現実との関わりの中で描き取った客体的な出来事や事柄を表した部分である。詳しくは、仁田義雄1991参照。
- 2) もっとも、宮崎1995や森山1992が、断定について、このように述べているわけではない。
- 3) 確かさについては、奥田1984・1985全体からは、このように要約することに誤りはないと思われるが、論文の一部に注目すれば、このようには読めない箇所も存する(言い換えれば、奥田1984・1985に誤解を与えかねない記述が存在する)。たとえば、

	認識の仕方	たしかさ	
いいきりの文	直接的	たしか	(奥田1984, p58)
おしはかりの文	間接的	不たしか	

のような図がそれである。また、「しかし、文にえがきだされている出来事が、まだ直接的な経験にはあてられておらず、想像や判断のなかにとどまっているとしても、その出来事の実現がきまりきっていて、あらそう余地のないものであれば、いいきりの文によってあらわされる。(奥田1985, p49)」といった記述も存する。ここだけに注目すれば、争う余地のない確かなものは、想像の元に捉えられていても、もはや、〈おしはかり〉ではなく、〈いいきり〉になる、と読める。

- 4) このような文を、断定を表す文の一タイプとして挙げるということは、文の類型としての取り出しには意義を認めるものの、現象描写文における〈判断のモダリティ〉に対する筆者の従来の考え方を、一部改めるということでもある。

5) もっとも、「ハズダ」に関しては、「たしか、まへはもっと手前であつたはずだけど…… きつと邪魔になるので壁に寄せたんだ。(藤原智美「運転手」)」のよ

うに、現れることがある。これは、「ハズダ」が「ダロウ」に代表される推量系のモダリティ形式とは、少しばかりタイプを異にしていることを物語っている。

参考文献

- 神尾 昭雄 (1990) 『情報のなわ張り理論』(大修館書店)
- 金水 敏 (1992) 「談話管理理論からみた「だろウ」」『神戸大学文学部紀要』19号
- 三宅 知宏 (1995) 「「推量」について」『国語学』183集
- 宮崎 和人 (1995) 「「～ダロウ」をめぐって」『広島修大論集』35巻2号
- 森本 順子 (1994) 『話し手の主観を表す副詞について』(くろしお出版)
- 森山 卓郎 (1992) 「日本語における「推量」をめぐって」『言語研究』101号
- 仁田 義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』、ひつじ書房
- \_\_\_\_\_ (1996) 「語り物の中のモダリティ」『阪大日本語研究』8号
- 奥田 靖雄 (1984) 「おしはかり(一)」『日本語学』3巻12号
- \_\_\_\_\_ (1985) 「おしはかり(二)」『日本語学』4巻2号
- 田野村 忠温 (1990) 「文における判断をめぐって」『アジアの諸言語と一般言語学』、三省堂所収